

飯綱中学校図書館ワーキングチーム設置要綱

(設置)

第1条 飯綱町立飯綱中学校建設委員会設置要綱第9条により、飯綱中学校図書館ワーキングチーム（以下ワーキングチームと称する）を設置する。

(検討事項)

第2条 ワーキングチームは次の事項について検討し、飯綱中学校建設委員会に報告するものとする。

- (1) 中学校図書館運営に関すること。
- (2) その他ワーキングチームが必要と認めた事項。

(構成)

第3条 ワーキングチームは12名以内とし、次に掲げる者のうちから建設委員長が選任する。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 飯綱中学校建設委員会代表 | 2名 |
| (2) 飯綱中学校関係者 | 2名 |
| (3) 町内図書館司書 | 2名 |
| (4) 町内公民館図書関係者 | 2名 |
| (5) 町内公民館図書利用者代表 | 1名 |
| (6) 町内図書館学識者 | 3名 |

2 任期は1年とする。

(チーム長等)

第4条 ワーキングチームにチーム長及び副チーム長を置き、ワーキングチーム内で互選して決定する。

2 副チーム長は、チーム長事故あるときはその職務を代理する。

(会議等)

第5条 ワーキングチームの会議は、チーム長が招集し、チーム長がその議長となる。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、飯綱町教育委員会事務局において行う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。